

羅近溪講学紀年考(二)

佐野 公治

承前

五十二歳 嘉靖丙寅四十五年

父の喪に服す。⁶⁶

従姑山の前峯書屋に講学。⁶⁷

金谿の疎山寺に撫州府、建昌府の同志と講学。⁶⁸

撫州府樂安県に講学。⁶⁹

この年顔鈞、官船盗用の嫌疑で逮捕され、南京の獄に收監。⁷⁰

五十三歳 隆慶丁卯元年

浙中に赴き、王畿と会見。⁷¹

南城に郷約を立て、六論を講演。⁷²

五十四歳 戊辰二年

南京に赴き、顔鈞の罪を贖う。⁷³

同志より募金して罪を贖い、顔鈞は福建の邵武に謫戍される。⁷⁴

五十五歳 己巳三年

この頃邵武を訪れ、府県学の学生と講学。

六月二十五日、母寧氏没す。

十二月十一日亡母を従姑山に葬る。⁷⁵

五十六歳 庚午四年

母の喪に服す。⁷⁶

五十七歳 辛未五年

江西、広東、湖南の各地に出遊して講学。⁷⁷

建昌府下の南豊、広昌から、広東の韶州、湖南郴州府下の衡陽、衡山の西の南岳にある上封寺、永州府下道州の周敦頤の故跡、寧遠九疑山の舜陵から、北上して長沙の岳麓書院、洞庭湖を経て、湖南の幽勝を歴訪。⁷⁸

さらに湖北襄陽府下の均県にある道教聖地武当山を訪ねる。⁷⁹

五十八歳 壬申六年

起復を促される。⁸⁰許孚遠、帰郷の途次に来訪。⁸¹

五十九歳 萬曆癸酉元年

起復入京し、沿途の各地に講学。⁸²

饒州、南康、池州、安慶、寧国に講学して南京に入り、管志道、

曹允儒、李卓吾などと論談。

山東、東昌府知府に任用される。⁸³見泰書院を建てる。⁸⁴十月二十二日、雲南按察使司屯田副使に陞任。⁸⁵

六十歳 甲戌二年

帰郷して南城の玄妙観に大会。⁸⁶秋、崇仁、宜黄から華蓋山に登り、樂安に大会。⁸⁷冬、雲南、昆明に着任。⁸⁸五華書院に講学。⁸⁹

六十一歳 乙亥三年

雲南各地に巡回して職務を遂行しながら講学。⁹⁰

雲南の武定府、広西府、臨安府と府下の石屏・通州、澂江府、

大理府、永昌府と府下の洱海、雲南府昆陽、楚州府、永昌府下騰

越を巡回。

兵巡副使を臨時に兼任。⁹¹

六十二歳 丙子四年

主戦策は巡撫に納れられず、臨時兵巡副使を辞任。⁹²提学副使を臨時に兼任。⁹³

六十三歳 丁丑五年

一月、雲南布政使司参政に陞任。

皇帝生誕の万壽節に使節として上京。⁹⁴

途中、湖北の麻城に耿定向を訪れ、北京では楊起元などと講

学、笑巖徳方と交わる。⁹⁵弾劾され、致任して帰郷。⁹⁷

六十四歳 戊寅六年

六十五歳 己卯七年

広東に赴く。⁹⁶ 同行の道士胡清虚、近溪の二子、ともに肇慶に

おいて病死。

南海府、惠州府から福建に入り、各地に大会。¹⁰⁰投獄された何心隠に贖罪金を贈ろうとする。¹⁰¹

六十六歳 庚辰八年

六十七歳 辛巳九年

六十八歳 壬午十年

六十九歳 癸未十一年

從姑山房を修復して四方からの從学の士に備える。¹⁰²

近溪子集全六卷を編集。¹⁰³

孫の懷智とともに福建の泰寧に行く。¹⁰⁴

七十歳 甲申十二年

遠近の学徒を迎えて大会。¹⁰⁵

江西の各地に知友を訪ねて論学。

臨川から崇仁、樂安、さらに西して安福に鄒善（潁泉）王時槐、

永新に顔鈞、泰和に胡直を訪ねて論学。¹⁰⁶

近溪子集全六卷を刊行。¹⁰⁷

孫の懷智とともに福建の泰寧に行く。

七十一歳 乙酉十三年

南昌に大会。

『明道録』八卷を刊行。¹⁰⁹

羅近溪講学紀年考(二)(佐野)

七十二歳 丙戌十四年

江西、浙江、江蘇を歴遊して南京に至って講学

来遊した周思久とともに崇仁から省都南昌に至り、鄱陽湖から

常山、玉山を経て浙江に入り、杭州から北上して嘉興、蘇州を経

て南京に至る。鷄鳴寺憑虚閣に講学。¹¹⁰

七十三歳 丁亥十五年

批点近溪子集正統八卷成る。¹¹¹

明德堂を建てて。¹¹²

秋、福建の建陽、泰寧に講学。¹¹³

七十四歳 戊子十六年

八月、病疾あり、来宿の門人と日夜に談学。

九月一日、死せんとして一日の延命を許し、二日、衣冠を整

え端坐して逝く。¹¹⁴

注 (承前)

66 父母のために服喪する期間は、旧く二十五カ月説と二十七カ月説があり、明代では二十七カ月説に従っていた。服喪については『文公家礼儀節』、『大明会典』(卷九九)参照。

三年の喪とは概数で言う。満三年服喪した例は晩明の葉天寥にみられ

るが、これは二十七月の礼制を知らなかったのがその理由であった。
 『午夢堂集』附録「葉天寥自撰年譜」。

官僚には二十七月後に復官する規定があった。「喪の年月をはじめと
 為し、閏を計らず、二十七月に服満し起復す」(『大明会典』巻一一)

近溪の父は嘉靖四十四年に没したから、早くとも三年後の隆慶元年に
 至らなければ服満にはならない。

明代の服喪の実態はどうだったのか。古くから伝えられる、墓の傍ら
 に廬を結び昼夜侍するといった服制に従うこともなかったとはいえない。
 近溪の近隣にも、『文公家礼』を以て「自ら終葬を究め」、「墓側に結廬す
 ること三年」(黎崇。南城の人。年代未詳)、「母の喪に苦(に寝ね)塊
 (を枕にし)昼も哭して絶たず」、「墓側に廬すること三年」(何屋。新城の
 人、正徳頃。以上『本省人物考』巻六一)の例がある。近溪の表兄も同
 様に服喪した(『文集』巻二「純孝册」)。

しかし、一般には時日が経つにつれて喪制は緩和され、服喪期間中
 も講学し、あるいは遠方に出遊することもある。錢徳洪については、服
 喪中に遠遊講学したことが指摘されている(『困学記』、『明儒学案』所引。
 注28参照)。

近溪は父への服喪期間と、続く母への服喪期間中にも講学出遊してい
 る。思うに、服喪中であっても、このような社会活動を行うことは、当
 時には通常のことであつただろう。

67 「墓誌銘」に、「前峯書屋を従姑山に建つ。四方より来学する者日びに
 益す」とある。南城の従姑山に書房を建てたことは三十一歳の条にもみ
 える。

父の墓所の所在は明らかでないが、近溪の二子は没後に従姑山に「柩
 を停めた」(『文集』巻四「二父行略」というところからみて、従姑山に
 羅家の墓所があつたと考えられる。守制の傍ら、書屋での講学を続けた
 のである。

68 出遊して隣府撫州府下、金谿の疎山寺に講学する。疎山寺は当地の郷
 紳、呉悌がかつて読書処にした。この年には呉悌は官仕していたが、黄

梁山(諱は紀)、舒繼峯(諱は化)、高谷南(諱は応芳)など、官僚身分
 のある郷紳も参会する(「庭訓」下)。後年の熱心な近溪学徒、杜応奎も
 この時に従学している(『文集』巻四「杜少菴墓誌銘」参照)。

69 続いて同府下楽安に講学した。この地には三十七歳にも来遊している。
 近溪学のひとつの拠点であつたと考えられる。

楽安から繁溪水を降れば隣接する吉安府下に至るのも容易である。接
 近した地域ということもあって、この地にはかつて陽明門下、江西派の
 鄒守益、聶豹、歐陽徳、羅洪先の影響が及んでいた。

魯事講の父魯遇は鄒の門に遊び、聶、羅の間に周遊した。(『文集』巻
 四「魯納齋伝」。従兄の事誤は、鄒、羅に師事した(同「魯養澹墓表」)。
 曾礼は、歐陽、鄒、羅に学んだ。(『魯養貞文集』巻三「華容曾公墓誌銘」、
 『文集』巻四「華容令伝」)。

陽明門下生の多くが活動を終えた嘉靖末頃には、近溪の教線は楽安に
 も及んでいる。撫州府下の人士と近溪との交りは親密で、碑伝、譜序な
 ど『文集』所収の多くの文章を書いている。とくに魯氏とは、魯道と北
 京に接見したのに始まり、親しく交つた。事講は後に近溪の『明道録』
 を出版し、「墓碣」を撰した。魯氏は楽安の有力な郷紳である。

「嘉靖戊午(二十七年)、余は覚野外翰と京師に接した。丙寅(四十五
 年)また養貞・畏所の二孝廉と疎山禅寺に接した。ともに志意卓然とし
 て、みづから斯道に任ずる者であつた。そこでその廬を訪れると、覚野
 は一族の縉紳や老少を伴うこと数百人に下らず、余を延いて東北の麝林
 禅堂に談学した」(『文集』巻一「楽安衛背魯氏譜序」。同「楽安石塘陳氏
 譜序」を参照)。

覚野は魯道の号。外翰は府県学の教職をいう。覚野は重慶府教授に
 任じた。養貞は原文に養真に誤るのを訂正。魯事誤、字は明甫、号は
 養貞、官は提学御史に至る。畏所は未詳。孝廉は举人のこと。魯氏に
 ついては、事誤の『魯養貞先生文集』の諸碑伝に詳しい。

70 「墓誌銘」には、投獄された顔鈞を救援するため、隆慶二年、南京に
 赴いたという。『顔鈞集』「履歴」には、「羅陥南獄三年」とある。同「自

伝」の「如此兩年有餘」との記事は、収監されていた時のことをいってみてよいから、顔鈞は約三年収監されていたことになり、「墓誌銘」のいうところと一致する。投獄は嘉靖四十三年、出獄遠戍は隆慶三年である（『顔鈞年譜』、『顔鈞集』所収）。

顔鈞の罪状は官船盗用の嫌疑である（注46）。彼自身は、耿定向が仕組んだ民に嵌ったと考えていた。収監から遠戍に至る経緯は、右の「履歴」「自伝」および「著回何敢死事」に詳しい。

罪刑法定主義を採ってはいないから、顔鈞に対する嫌疑がどんな刑罰に相当するかは明らかではないが、贖罪には「三百五十金」を要し、それによって「発辺充戍」に軽減されるという。金銭の贖いによって、辺境における軍役従事になるというのである。

明代には金銭による贖罪を認めることがある。陶安あんど「中国刑罰史における明代贖法―唐律的「贖罪」概念との比較」（東洋史研究57巻4号）を参照。

71 趙志皐撰「墓表」（『近溪子集』「附集」）に、「丁卯先生周遊天下、遍訪同志。灑然臨予浙、与公（王畿）劇談竟夕、相得甚權。聆其的譚仁旨、毅然身為己任。公嘆曰、真顔氏子復出也」とある。

浙に臨んで王畿と面談したというのは、王畿の故郷である紹興か、あるいは杭州附近のことになる。

趙は浙江蘭溪の人、隆慶二年の進士であり、前年の近溪の浙江行を親しく見聞できたと考えられ、ほかの諸伝記資料には記述を欠けているのだが、この記事の信憑性は高い。

72 『南城県志』（巻五、郷約）に「詔郡邑各立郷約、惟時郷宦羅汝芳率衆講演、欽頌孝順父母六諭」とある。

近溪が郷村教化に六諭を用いたことは、注40・54を参照。

講学においても六諭を用いたという。「羅子講学、恒称聖諭六言。或議曰、此木鐸老人語也。羅子聞之曰、学尽此矣。雖欲不為木鐸老人、其可得乎」（楊起元『證学編』）。「家藏文集」巻三「聖諭發明序」を参照。

73 贖罪の助費者として八十余名の姓氏が知られる。なかでも近溪は前後

に百金を拠出すとともに、当局に対して直接に働きかけている（『顔鈞集』巻五「著回何敢死事」）。

近溪が、顔鈞を生涯の師として傾倒し、救援贖罪運動でも中心的存在となったことからみると、なぜ投獄から三年も経過してから救援の実行動に出たのかに疑問を覚える。

その理由としては、父への服喪は隆慶元年にはまだ終わっていないことがあり、服喪中に公然と官僚に接するのを避けたこと、贖罪の助費金を集める時間を要したことなどのほかに、政治情勢に配慮して慎重に行動したことが考えられる。顔鈞自身も近溪の来援は皇帝の遺詔発布の好機を利用したのだといっている。

「近溪は隆慶の哀詔に普く赦すところをみて、二子と七門徒を連れて南京に舟を運び、通例に照らして寛赦を訴えた。近溪瞰隆慶哀詔普赦、携二子七徒、放棹南都、比例告赦」（『自伝』）。

隆慶は嘉靖の誤記。

右に続いて、寛赦が許されなかったため、近溪は募金して贖罪することができた、と述べるが、近溪自身は南京に赴く途上ですでに百金の助費を得たといっており（『文集』巻三「明山記」）、あらかじめ金銭面でも準備をした上で南京に赴いたとみるのが順当である。

ところで、専制君主制のもとでは、皇帝交代の時期は、官僚主導による政治改革を図る最大の好機であり、皇帝の名を借りた、実は官僚主導の遺詔（哀詔）を発布して、一代の政治を改め、新政への路線を敷くことがある。

長い治世をもった嘉靖帝は、四十五年十二月十四日に崩じたが、一代の政治の刷新を命じたその遺詔の一節には次のようにいう。

即位より今に至るまで建言して罪を得た諸臣は、存命の者は召用し、死没した者は名誉回復し、現在収監されている者はすぐさま釈放して職に復帰させる。自即位至今、建言得罪諸臣、存者召用、歿者卹録、見監者即先釈放復職。（『憲宗実録』四十五年十二月辛丑）

革成された官僚の復権を図るこの措置は、一般の受刑者にも準用され

ることを期待できよう。顔鈞にとっては、いわば恩救を受ける絶好の機会であった。

このようにみると、近溪の顔鈞救援運動は十分な準備と慎重な配慮を重ねたことがわかる。

なお、この救援には、近溪の官界における縁故も活用されたにちがいない。例えば近溪の知己である金谿出身の呉梯は、当時南京刑部右侍郎の要職に在任していた。刑罰の執行に直接関わる官職である。顔鈞本人は協力が得られなかったと不満を述べているのだが、近溪の言うところでは、呉梯は寛赦に力を貸している(『文集』卷三「金谿清風亭記」)。

74 「発辺充戌」の地として邵武が選ばれたことは、近溪の働きかけがあったと推定される。福建は発辺の地に充てられる南方地域でもっとも中央に近くであり、しかも邵武は近溪の郷里南城からは一日行程の至近なところにある。(注57の拙稿)。

顔鈞が邵武に謫戌されたのは、隆慶三年春である。(注72)。その時には近溪は同行していない。「事既に成る有りて、近溪先に別れ去る」(履歴)。

さらに邵武へ行ってから「七日」(自伝)あるいは「旬日」(履歴)にして広東広西の総兵官、兪大猷の幕に招かれ、軍師となったという。顔鈞がたとい短時日しか邵武に居なかったとしても、近溪がこの地を訪れて講学したことは事実であろう。

「余時因顔山農先生成邵武、得過慰候。而游讓溪公・頼印崗公、集両学学師生、延近溪会講句餘」(『文集』卷三「邵武何熙泉祠記」)

游、頼は未詳。両学は邵武にある府学と県学のこと。既述のごとく、府県官は府県学の監督責任があり、学生を集会に動員できる。

75 『文集』卷四「先母寧安人墓銘」。

76 この年については、諸資料に記事はない。

77 この出遊については、「每会必有会語」(『盱壇直録』下)という。『文集』卷首「書目」のうち、「濂溪会語」、「岳麓書院会語」はこの出遊時の著述であろう。このような講学の傍ら、景勝を探访することがこの度の大き

な目的と思われる。

78 『盱壇直録』下に「辛未に窳夕の事竟る。乃ち天下に周流し、遍ねく同志を訪う。樂安に大会し、南豊に大会し、韶州に大会し、郴桂由り、衡陽に下り、劉仁山の書舎に大会す。每会必ず会語有り。今に存して此の学大いに明かなり。且つ是の行たるや、濂溪の月巖に遊び、永州の舜陵に謁し、縦に九嶷を觀、深く蛮洞に入り、日觀に上封に陟り、禹碑を岳麓に讀み、賈誼の井泉を酌み、汨羅の廟貌を挹る。而して衡湘の幽勝、殆ど其の概を尽せり」とある。

窳夕は埋葬のこと。劉仁山は未詳。日觀云々は日の出の眺望で知られる上封寺に登ったことをいう。

後半部は「墓誌銘」に基づいて、ほぼ同文。前半部を加えている。広東の韶州には曹溪南華禪寺があり、禪の六祖惠能の故地である。

衡山の南岳は祝融峯とも称し、祝聖寺、方広寺、上封寺がある。九嶷山には洪武年間に舜廟を建て、定期に官員を派遣して祭祀を行った。

岳麓書院は北宋代に四大書院の一として知られ、岳麓山中には禹碑が建っている。

長沙の賈誼の故宅と称される祠屋には、彼が鑿ったという井泉がある。

79 屈原の投水で知られる汨羅には、屈子を祠る廟祠がある。

武当山は呂純陽、陳搏の道教聖地として知られ、明代には張三豊の修煉の地でもあった。

胡直は隆慶年間に湖北の督学使としてこの地に來任、その縁で耿定向も赤壁の探勝を行ったことがある。それよりやや遅れたと思われる近溪のこの度の出遊は、これらの友人の動静と関連がなかったとはいえない。

そして、当時の遠遊は、注33に述べたとおり、官僚体制を巧みに利用していた。近溪の場合でも、武当山にまで至る遠遊は官吏に護衛されたいわば視察旅行であった。その旅途から家族むけに次のごとく書き送っ

ている。

私は別れてから一路平安だ。ただ広昌・寧都では引き留られことが長すぎた。やっと二十六日に至って贛州に抵ることができた。巡撫公にお目にかかることも喜ばれた。(翌)月の三日にようやく出発でき、官員を派して武当山まで送ってくれるとのこと。前途を急ぐことには八九月には家に帰って起復しなければならぬ。我自別後、一路平安。但広昌・寧都相留太久、直至廿六日、始抵贛州。巡公相接甚喜、計初三日方得起身、承差官、送至武当。前途須作速在、八九月歸家起復也。(『文集』卷五「与弟惟道惟慎一首」)年記を欠くが、起復をいうことからこの年の作と推定。

初めの文と併せてみれば、この出遊講学の旅の大きな楽しみが名勝の探訪にあったことがわかる(注1の拙稿(三)を参照)。

80 起復とは、父母の喪に服した、すなわち丁憂の官僚が服喪を満了して官職に復帰することをいう。「凡そ官員、憂に丁りて服すること滿れば、限を定めて部に赴く」(『大明会典』卷一一)とある。この定限は、首都北京からの距離によって差があり、江西は八ヶ月と定められ、違限には日時を経過するにしがって罰を重くする規定がある。

父の喪が明けたときには、母の病に侍養した(「庭訓下」)近溪は、母の喪が明けたこの年、起復を促されている。「当道、哀詔を引き起復を促す」(『墓誌銘』)とある。この年、五月二十日に隆慶帝は崩じている。哀詔は皇帝死去に際する遺詔をいう。

81 近溪は起復を促されてもすぐには上京していない。この秋には帰郷の途中に迂回して訪れた許孚遠に会っている。「壬申の秋、南粵(広東)より返り、翁を盱上(南城)に訪じ、従りて竟日の談有り」(『敬和堂集』「簡羅近溪先生」第二書)。

許は、浙江徳清の人。この年広東僉事から福建の官職に転じた(『献徵録』卷四「神道碑」)。その帰郷途上に来訪したのである。近溪思想には批判的な人物だが、のちに近溪故郷の建昌知府に來任する。

82 入京途次の日記は、酒肆の饗覆いとなっていたのを発見された(「庭訓」

下附刻)。この資料などからみると、注80所引の規定にも拘らず、服満後、約一年半で起復したことがわかる。

日記によれば、二月一日には省都の南昌に至り、四月二十八日に赴任先の東昌に至った。

『盱壇直銓』下には、途中での講学ぶりを叙述している。

癸酉(元年)に北上し、江西の省都に至り、大会すること十日間、それから長江によって東行し、沿途の饒州、安慶、寧国、南京、揚州など、知友同志は引きもきらず、師を迎えて会講した。不肖の私と焦竑(澹園)さん、翟(秋潭)さんは南京から揚州に至るまで、舟の中に師に従うこと十餘日、縉紳士友が会集しない日などなかった。師もゆったりとして、あちらこちらに集いを楽しまれた。名目は入京といっても実のところは友を連ねた講学であった。

(運河沿いに)真州を過ぎるころ、徐大任(寛齋)公は水門と堰堤を管理していて、書院を建てるところだったので、師が来ると聞き、学生を大いに集めて十日余り講学した。東昌に至ると、万(両溪)公は住居と食料を用意していて、(師の)家族を逗留させ、師には上京を促した。癸西北上、過江省、大会旬日、遂従大江而東、沿途如饒州安慶寧国留都揚州、凡相知同志者絡繹、邀師会講。不肖儒与澹園焦丈秋潭翟丈、自留都至揚州、従師舟中、凡十餘日。縉紳士友無日不会、師亦舒徐処処聚樂。名雖入京、実則聯友講学也。過真州、寛齋徐公大任司闡壩、方建書院。聞師至、大集生徒、講学數旬。至東昌、両溪万公已治館穀、留家屬、促師進京。」

徐大任はかつて近溪が知府に任じた寧国宣城の人。隆慶二年の進士。工部主事として「命を奉じて州税を真州に権した」(『蒼霞草』卷一八「墓誌銘」といふのは、この頃のことだろう)。

83 『盱壇直銓』下には、入京して時の首輔張居正と面談した記事を載せ、張の意に協わずに東昌の知府に補任されたと述べる。しかし注82の資料からは、上京して吏部の銓衡をまつ以前に東昌への赴任が内定していたことになる。官吏運用の実態を示す例として興味ぶかい。

『盱壇直銓』下には、近溪が張居正の意に協わず東昌知府に補任されたのを知った一官僚は、忿然と怒ったと記す。しかし、この書の近溪伝は、張居正と近溪との関わりについて、後者に加担する偏向がみられる。起復には、守制去官の時点での原職に選用されるのが通例である。東昌知府補任は、むしろ起復にふさわしい任用であり、それがあらかじめ内定していたとすればなおのことである。伝記資料にみられるこの種の偏向には注意を要する。

84 『盱壇直銓』下には東昌においても、先の寧國の時と同じく治績を挙げたとして、それを列挙する。

また明代十知府の一人として挙げられることがある(『山東通志』民国四年重刊、卷七二「歴代官蹟」所引「東昌志」)。

見泰書院については次の記事がある。

「東昌知府羅汝芳・提學副使鄒善、皆宗守仁學、与後覚同志。善為建願書院、俾六部士師事焉。汝芳亦建見泰書院、時相討論」(『明史稿列伝』卷一六〇「張後覚伝」)。

張後覚は東昌府下在平の人。在平教諭として来任した顔鈞の兄顔鑰から王守仁の良知の学を聞いた(『顔鈞集』一一八頁)。張の『明史』本伝と『明儒学案』伝にも同様の記事がある。後者に書院の名を見大とするのには従わない。

以上からみて、近溪が見泰書院の建設に関わったと考えられるが、短い在任期間からみても完成には至らなかつただろう。『盱壇直銓』下には治績として挙げていない。

85 万曆元年十月己巳(二十二日)「陞山東東昌府知府羅汝芳為雲南副使」(『憲宗実録』卷一八)。

『盱壇直銓』下に「遷雲南屯田憲副」、「文集」本伝に「陞雲南屯田副使」と職掌を含めて記述する。ただし、後者は任命を「三月」と誤記する。

「天順十三年、雲南按察使に副使一員を添設す。専ら屯田を管す」(『大明会典』卷一八)とある。近溪は屯田を専管する按察使司副使に陞

任したのである。
86 帰郷した近溪は、一年近く滞在する。この間に辞職を願って乞休疏を奏上している。

「師は東昌から南城に帰られた時、年は六十であった。遠近の門生はことごとく師の庭に集まって寿を祝った。そこで師は府中の同志数百人を集合して南城の玄妙観に大会を催し、十日ほどしてから散会した。師自東昌帰野、時年六十。遠近門生咸集師庭、称壽。師乃合郡中同志数百人、大会於野之玄妙観、旬日始解」(『盱壇直銓』下)。

87 華蓋山は樂安の東南にあり、明末に各地を踏破した徐弘祖は、その地理を崇仁の南二〇里、東に宜黄を去ること二二〇里、西に樂安を去ること三〇里とし、その頂上には道房が立ち並ぶことを実見している(『徐霞客遊記』卷二上「江右遊日記」)。これによれば、道教の盛んな山岳と知られる。

甲戌の秋、近溪子は華蓋を上下し、余氏の祠中に留宿すること半月ほどであった。(『文集』卷三「近華説」)

秋に華蓋に遊ばんとして道を珠溪(崇仁)に取った。(同卷一「崇仁珠溪余氏譜序」)

『盱壇直銓』下には、玄妙観の公合において、同志に華山の約があるのを聞いた近溪が、「予、華山に登らんと欲すること亦た久し矣」と言ったことから、登頂を企てたとして、次のように述べる。

董司寇裕・詹侍御事講・曾運使維倫・陳刺史汝鳳・游貢士徹・陳生致和・陳生廷礼、師に侍して華蓋の絶頂に登る。巖巒峭拔、壁立万仞なり。夜の子(刻)に至りて孔孟の宗旨を談ず。時に月華五色、玲瓏として掩映す。諸君子喜びて曰く、神聖の道、果して致極の妙有り。苟も身親に見聞するに非ざれば、誰か能く奇異の此の如くなるを信得せんやと。

この文は「庭訓」下に収める文章に比べると、「簪孝廉瑞」「曾生貞志」の人名を欠き、字句に若干の異同があるほかは同一であり、それに依つたと知られる。ところが「庭訓」の該当文は、丙寅(嘉靖四十五年)の

文に近く置かれているから、この年の記事に比定できるようにもみえる。しかし、「庭訓」はかならずしも年次どおりに排列してはいないから、ここでは『盱壇直銓』下に從って万曆二年の記事に比定しておきたい。

なお、『文集』巻四「曾処士伝」に、「隆慶丁卯（元年）、近溪子に華蓋山中に面晤す」とあるのは、年代に誤りがあると考えられる。

88 「庭訓」下に「十一月到任」、「墓誌銘」に「季冬抵雲南」とある。官吏の着任には多くの時間が費やされる（注1拙稿③）とはいえ、やはり年内の着任が求められるのだろう。

89 『文集』巻首「書目」のうち、書名から推すと、(一)「五華會語」、(二)「六詔會語」、(三)「騰越會語」は雲南在任時の記録である。(一)は省都昆明での講学。(二)は雲南各地を巡回した時の記録、(三)は兵巡副使兼任に際する記録とみられる。現在の『近溪子集』「書」巻はこれらから抄録編集したものである。

五華書院は省都の昆明にあったと推定され、その講会には布政使方陽谷（諱は良曙）、参政季同野（諱は謂）張禹江、按察使顧西岩、副使丁漸江など、現地の高級官僚が会し、学生に講書をさせている（『近溪子集』書卷、一条）。これは官僚が一堂に会する行政上の儀礼とみるにふさわしい。このような儀礼としての講説も広義の講学の一形態であった。

参会のうち、方は近溪と同年の進士。季は南京在官時に秋定向に師事し、近溪とも交わる（『秋天台先生文集』巻二「祭季同野」および『猷微録』巻一〇二所収「伝」）。

講会には在郷の郷紳も参加している（『盱壇直銓』下）。そのうち巖清は歴任して刑部尚書に至ったが、この時「侯調」すなわち待命処分を受けて在郷していた。（『猷微録』巻二五「墓誌銘」）。郭斗は近溪と同年の進士、浙江左布政使などを歴任していた。

関係官僚や有力な郷紳が参加する講会は、円滑な行政執行のうえにも有用である。官僚首導の講学は、行政とも密着して運用されるのである。

90 『近溪子集』書卷には、本文に挙げた順に地名を記載した講学の記録

がある。この順に巡回したとみるには、交通を考えると不自然だが、一時の巡回ではなく、省都から数次に涉って来往したと思われる。このようにみれば、最後の騰越に巡回した時に戦闘に遭遇して、兵を指揮したところ奏功したのを認められたことになる。この前後については注1の拙稿③を参照。

91 兵巡副使は兵備を巡察する職掌をもつ（『明史』巻七五）。この地域の前任者は万曆二年に死没して、当時は空席であった。官僚が空席のときは他の官僚が臨時に兼任する。これを「署理」という。明代官僚体制のもとで、大量の空席が生じていたから、臨時とはいえ署理のもつ役割はきわめて大きい。近溪の場合をみても任命から一年を過ぎて着任するまでは、屯田副使の任務は他の官僚によって代行されている。

92 ミャンマーと国境を接する騰越に巡回し、交戦に際して戦功を挙げたことから、近溪は臨時の兵巡副使を兼任する。

旧稿では兵巡副使署理（臨時兼任）を二年末としたが、署理は王凝が三年に巡撫に來任した後のこととみるのがふさわしいことから、三年末か四年に入ってから兵巡副使を署理し、すぐに兵を率いて作戦行動をとる、数カ月在任して辞任したとみることにする。

近溪が雲南に來任した当時の軍事指揮官の巡撫は、鄒應龍であったが、三年二月に致任し、三月丁未八日に、新しく王凝が巡撫に任ぜられた（『国権』）。近溪の署理は早くとも三年末の王凝の着任以降のことであった（『史料給事中楊公文挙疏略』、『近溪子集』「尊賢録」巻一所収）。

93 『近溪子集』書卷や『盱壇直銓』下を通してみると、近溪は雲南において治水屯田の職務を遂行し、さらに異民族相手の軍事行動に従う一方で講学を続けており、きわめて精力的に動いていたことが知られる。署理から辞任に至る経過については前掲の拙稿を参照。

提学副使の署理について、『盱壇直銓』下と、「墓誌銘」は四年のこととする。『文集』（巻五）に四年丙子の雲南郷試と武挙の程策を収める。

学政を管理する提学副使を臨時に兼務したことは、近溪の講学活動にとっては都合なはずだが、その間の活動を伝える資料はない。この前

年には提学官の綱紀肅正を図り、書院活動にも言及する勅諭が下されていたことも影響しているだろう。

95 皇帝の生誕を祝う万壽節に官僚は祝詞を奉呈する。地方からは各局部の代表が入京奉呈する。これを齋俸入賀などという。万曆帝の生誕は八月十七日だから、近溪は春のうちには上京の旅に立ったと思われる。途中貴州省では着任途中の李卓吾に会い、北上して湖北の麻城に耿定向を弔問してから入京する。この前後は前掲の拙稿を参照。

96 時の首輔、張居正は講学嫌いで知られ、講学抑制の風潮がみられた中で、楊起元は進んで近溪に師事したという。

時に江陵(張居正)禁ずること厳し。凡そ名理を譚ずるの士、一概に擯斥せらる。人にてんと欲する者有れば曰く、此れ道学先生なりと。公(起元)、先生(近溪)に北面するを難しとせず。其の勇、知るべし(『献徵録』卷二六、鄒元標撰「伝」)。

96 笑巖徳芳は当時の高僧の一人であった。明代の僧伝の多くに記述がある。本貫は河北。河北附近において活動した。無門聰の門下、南獄下三十一世に属する臨濟禅系の人。万曆五年には、道俗は北京に精舎を建てて笑巖を帰隠させた(『五燈会元統略』卷八)というのに従えば、近溪の齋俸入京の頃には北京に在住していた。

鄭如璧なる人物は、近溪とともに笑巖に参じたことを次のように話したという。

当初、私(如璧)は、近溪と京師に居たとき、一緒に笑巖に参じた。時に会合には多くの人が居た。笑巖が言うには、「此の会合の中にいる諸人とは、皆ともに学を論ずることができるが、ただ近溪とはともに学を論ずることはできない。それは声が大きい(載満)からだ。」近溪は面と向かって礼拝し、教えに感謝すると言った。笑巖がまた言うには、「諸人はみなこの(一大事の)ことを聞くことはできないが、近溪だけはこの(一大事の)ことを聞くことができる。」そこで近溪を引き留めてその寺に泊まらせた。

私は寺を後にしたが、この夜にかならず盛りあがりがあると思ひ、

そこで私かに被りものを着て、寺の中に泊まり、寺僧に命じて内緒にさせ、夜には鄰りの部屋に往ってこっそり聞き耳をたてた。

丸二晩というものは、話すことはみな平凡な事だったので、ひどく心に疑った。ただ、近溪と別れるときに、「近溪が言えなかつたことがそがそのものなのだ」と言った。その時に私は何かが判つたような思いがした。某初と近溪在京師、同参笑巖。時會中多人。笑巖云、此會中諸人、皆可与論学。惟近溪不可論学、以其載満也。近溪向前礼拝、称謝教。笑巖又云、諸人皆不可聞此語、惟近溪可聞此語。因留近溪宿其寺。予出寺後、思此夜決有激揚、乃潜取襖被宿于寺中、令寺僧密之、夜往鄰房竊聽。凡兩夜、所語皆凡俗事、心甚疑之。惟与近溪分手曰、近溪說不得的便是。某于時若有省焉。(『珂雪齋集』「遊居柿録」卷二二) 載満は、『詩経』大雅生民「厥声載路」の『集伝』に「載、満也。

滿路、言其声之大也」とあるのにもとづく語。声の大きいことをいう。「声が大きいから」とは学の本旨はひそかに默契のうちに伝わるとの考えにもとづくのであろう。

此語は、此事、此一大事についてのことばの意と解釈する。

近溪や鄭如璧の求道ぶりを語る逸話である。

近溪が笑巖に接触したのは若い日のこととする説がある。(注47)。ここで両者の交渉の時点を考える。

97 鄭如璧は二十三歳の隆慶二年、進士となり、刑部主事に任官し、万曆三年以降の数年は吏部に在職した。(『献徵録』卷五八「墓誌銘」)。これに対して近溪の在京は、嘉靖四十一年までと四十四年の入觀時、万曆元年の起復時、加えて五年の齋俸入京時である。如璧の年令からみて、両者が一緒に参学できたのは、万曆元年か五年であるが、起復時の限られた日時のうちのことであるよりは、齋俸時とみるのが適切と考える。この時笑巖は先述の通り在京していた。

97 上京した近溪は、「諸同志と広慧寺に留まり会した」(『墓誌銘』)という。近溪に対する弾劾文の一節には、刑部尚書の劉応節とともに、談禅しては日影の移るまで坐っているとあった(『神宗実録』卷六六、五年閏

八月)。笑巖への参学を含め、近溪はこの頃にも仏教道教に旺盛な関心を示すのである。

北京からの帰途には、迂回して蘇州府附近に至り、太倉州の曹允儒を訪れた(『盱壇直録』下)。

98

時の首輔張居正は講学に関する規制を凶り、その総仕上げとして、万曆七年一月には、天下の書院を廢毀することを命じ、私設書院を全廢させる詔が下された。中純夫「張居正と講学」(富山大学教養部紀要25巻1号)参照。この頃には張の意向に従う官僚が要路を占めたことから、明朝のいくつかの書院規制策の中でもこの度の政策はかなり徹底して行われ、全国で書院が廢毀されることが多く、江西では不完全な統計ながら、十九書院が撤毀、または祠廟に改造されたという(李才棟『江西古代書院研究』三四〇頁)。

近溪の故郷南城には政權寄りの知県が在任していた(注57の拙稿参照)から、表立った講学活動を行える状況にはなく、十年に張が没して政權交代が行われるまで、講学を伝える資料は乏しい。

しかし、政治動向に左右されない気概の持主の近溪は、郷里附近での活動は以前と同じく続けていたにちがいない。

五年丁丑に近溪先生は講学を理由に官を罷めた。ある人が、少しは抑えて時の趨勢に従うことを請うと、先生は「父はこの仕事だけを私に付託された。私はこの生涯にはこの事だけをやるのだ。講学をやめてしまえばやる事は無くなるだろう。まして今は官を辞めたのだから、まさしく講学の好機だ。」丁丑、子以講学罷官。或請小輟以從時好。子曰、先大夫止以此件家償付我。我此生、亦惟此件事幹。舍此不講、將無事矣。況今去官、正好講学。

時に講学は嚴禁された。ある人が「師は講学を止めるべきです。党禍を免れたいものです」と言うと、先生は「人は、実心に講学しないことを憂うべきである。人が実心に講学しさえすれば、きっと党禍は無くなるのだ。党人とは名声を好む人であり、実心に講学する者ではないのだ」といわれた。時嚴禁講学。或曰、師宜輟講、庶免党禍。

羅近溪講学紀年考(二)(佐野)

子曰、人患無実心講学耳。人肯実心講学、必無党禍也。党人者好名之士也。非実心講学者也。(『庭訓』下)

ところで、この年の広東行は、政權寄りの地方当局の迫害を避ける行動であり、中央から遠方にある広東に赴いて、その地の総制に任じた友人の被護を求めたことと考えられる。この前後の事情は先掲拙稿参照。

99

近溪の二子軒と輅は嘉靖四十一年に道士胡清虚に入門してから道教を学び、道士に相似た生活を送っていた。二子の見識は優れていて自分及ばない、と近溪が言ったことがあるが(『盱壇直録』下)、これは道教に関する見識をいうのだろう。近溪の身辺にも仏道二教は浸透していた。『盱壇直録』下に「子肇慶に終わる。殮畢りて、南海より恵・潮を経て閩に入り、偏く同志を訪い、所在に大会し、而る後に帰る」とある。

100

二子の棺に同行して故郷に帰らず、広東福建の旅を続けたのはなぜか。この点について『盱壇直録』下は次のようにいう。

師、閩粵(福建・広東)より返りしとき、門人多くこれを疑う。其の父子の情に篤からざるを謂うなり。黎允儒曰く、「子、惟だ愛に篤し。是を以て偕に返らざるなり。古には父母の喪に、六十には毀らず、七十には哀麻身に在るのみ(『礼記』曲礼上)と。民に死を以て生を傷る無きを教ふ。而るに夫子年は幾んど七十なり。偕に返れば即ち哀傷して以て道に達せず、訓えとす可からざると為せばなり」と。

この哀傷が度を越すことを怖れて二子の棺に同行しなかったということも理由としては考えられるが、それとともに広東行を決意せざるを得なかった迫害を受ける可能性がまだ残っていたこともあっただろう。因みに、近溪の親友耿定向は前年に福建巡撫に任命されていたから、この年内には着任したはずである(『澹園集』卷三六「行状」)。

101

この年何心隱(本名梁汝元)は「妖」賊の嫌疑により逮捕、八月十一日(甲申)には当局にその獄死の報告がなされた。「八月甲申、巡撫湖広御史郭思敬奏、布衣何心隱、私立求心書院、命捕治之。……竟獄死」(『国権』卷七〇)。

「庭訓」下に「己卯、梁雨川(諱汝元原注)公遇難、子鬻産得百金贈之、且致書解于当道」と、何心隠のために贖罪金百金を送り、当局に働きかけをいう。

近溪が心隠と親しく関わったことは上述にもみえ、逮捕の報が伝われば救難の意向をもったことは充分に考えられる。しかし実際に右のような行動に出たかは明らかではない。兄の定向とともに何心隠と交渉のあった耿定力は、彼の逮捕について、「捕甫至、而友人盱近溪羅公死之、無所用其救矣」(『何心隠集』一四二頁)という。この文章に言う内容は明白でないが、少なくとも、近溪からの直接の働きかけはなかったと読み取れる。この頃の近溪身辺の状況をみても当然のことである。

102 「癸未、大修從姑山房、以居四方從遊之士、來遊者日益衆故也」(『盱壇直銓』下)。十年六月二十日、首輔張居正は病没し、政局は一挙に転回する。この時運に応じて郷里での近溪の講学活動がふたたび盛んになる。

103 『近溪子集』六巻は門人杜忠奎(臨川の人)聶繼臯、孫の懷義・懷智が編集。講会記録の「公語」を資料として整理抄録したもの。礼・楽・射・御の各巻は雲南赴任以前、書巻は雲南在任時、数巻は退隱後の語録。政局の転換とともに近溪著作集を世に送る気運が熟したのである。

なお、『墓誌銘』『文集』本伝とともに十一年に係けるが、刊行は十二年以後である。(後述)。

104 福建行について、孫の懷智は、「癸未(十一年)、始從遊閩」(『文集』跋)、「甲申(十二年)中秋……仲秋望後、智侍參知公(近溪)入閩、寓泰寧蕭館」(同卷四「二父行略」)と二年に涉って記す。(『墓誌銘』『盱壇直銓』下に記事がないのは、旅行が私的なものだったからと考える。泰寧行は後に七十三歳のときにもある。

近溪が、記録に残るだけでも三回も泰寧に旅行したのはなぜか。この点については親友の耿定向の言が参考になる。

閩(福建)の泰寧の人に蕭姓の者が居た。私の友人、近溪は彼に惑溺して、その術は能く鬼を役すという。近溪の二子が亡くなったとき(亡霊を)招致して孫に見させたことがある。閩泰寧人蕭者、余友

近溪惑之、謂其術能役鬼、近溪二子之亡也、嘗致之、令弱孫見焉。(『耿天臺先生文集』卷十九「記怪」)

孫の懷智の記すところによると、懷智は近溪に従って泰寧に行き、たまたま近溪が不在のときのことであったが、蕭某の館で亡父亡伯父に再会するという神秘体験を得た。亡父に再会するという長年の望みが遠く泰寧ではじめて実現したといっている。ここからみて蕭某は降霊術に長じた人物と推定できる。以上は注57の拙稿で論じたところである。以上からみると、泰寧行の目的は降霊術者の蕭某に会い、亡霊と再会することにあつたとみて誤りはない。

三次の旅行のうちの一つかは確定できないが、泰寧方面の旅途から家族に書翰を送っている。

十一日には将楽水路によって福州へ行った。ずっと自在で安穩だから気に掛ける必要はない。この度の旅行は、私の一生の大事であり、いつものことには比べられない。だから全くもって止めることなどできなかったのだ。孫たちは疑ったり心配などしないで、ただ自分の祖父は老いてからもお発奮し前進していると思っしてほしい。お前たちはいまこの時に少しも力を入れようとしないならば、後になってどんな悪いことがあるというのか。自離家十四日……十七日到泰寧住。至二十一日從将楽水路往福州、俱自在安穩。不必掛意。此行為我一生大事、不比尋常、故十分不能自己。諸孫不必疑慮。但想汝祖已老、尚自発奮求前。汝曹此時更不着力、後來怎生是好也。(『文集』卷五「家報」一〇)

105 泰寧附近への旅行を「一生の大事」という近溪は、生死を昼夜の往来と同一視し、靈魂の来世と現世とに来往するとみる来世観、死生観の実証を、泰寧の地に求めていたと思われる。(注113を参照)

106 「甲申師七十。遠近學者畢來稱賀、多有挈家就學者。師建洞天樓房居之、大会月餘」(『盱壇直銓』下)。

「墓誌銘」(甲申の年記は欠く)は、臨川、崇行、樂安での門人参会者

として、黃廷宝、徐允修、陳樞、曾如海、吳道南、黃宸、詹事講、陳致和を挙げる。この旅行を秋のこととする『盱壇直銓』下にこれらの地域での会合を記さないのは省略に従ったと考える。近溪の郷里と近接のこれらの地域は、上述にもみえるように近溪講学の一拠点であり、夏にこの地域で講学し、さらに秋以降に贛水流域に訪友したのである。この講学行については、「茲歲甲申、会後に樂安より吉(安)に行く」(『文集』卷四「樂安黃奇傲墓誌銘」ともいう)。

107 雲南での官僚として学生に講学させた講学や、七十二歳南京での国子監生などを相手にした講学では、当然のことながら経書を題材にした論議が交されたことは、『近溪子集』の内容を見ても明らかである。しかし、知友相手の小規模な談論では、道教や仏教を含めて種々の話題を取り上げるのだろう。吉安に王時槐を訪ねた時の議論をみよう。

王が試みに玄門の学を問うと、師は「(貴方も)聞いたことがあるはずです。どうして言わないのですか」と言う。王が漫然と艮背の説を口述すると、師は「内典には吾人の咽喉より下はみな鬼窟だと謂う」と言い、そこで口を極めて「中庸」の二文字を称讃して「平常なことが道なのだ。どうして脇道を求めるのですか」と言った。この晩は寢床を連ねて寝た。(中略)

次の日、士人に専ら仏号を持唱して往生を求めるところを学とする者がいた。王が質問して「こういうことはどうでしょうか」と言う。師は「それに全く頼らないというわけにもいきまいが」と言う。王は「学徒が心を収撰するときの方便門は様ではないが、やはりみな頼りになるところがあると思っております」と言うと、師は「このところは、誤っているかどうかを区別しなければなりません」と言った。王試問玄門之学。師曰、豈嘗有所聞乎。蓋言之。王漫述艮背之說。師曰、内典謂吾人自咽喉以下皆鬼窟。因極口贊中庸二字。曰、平常是道。何事旁求。是夕聯榻而寢。(中略)次日士人有以專持仏号求往生為學者。王問曰、若此者何如。師曰、得無全靠彼乎。王曰、學者撰心方便之門不一、亦均之為有靠也。師曰此當有辨過。(『盱壇直銓』下)

「艮背」といえば、この頃福建で三教合一の教団活動を行っていた林兆恩の艮背法と呼ぶ一種の内照的な氣功法が想起される(林国平『林兆恩与三一教』)参照。王時槐は道教と言いつ換えることのできる「玄門」の養生法として、林兆恩の艮背法に関心を寄せていたのであろう。

仏教思想に心を寄せ、浄土往生信仰をもつ者も多くいた。

108 道教、仏教への関心は、人はいかに生きるべきか、いかに生死を超えるか、長生不死を得るかという生の欲求に深く根ざしている。これは言いかえれば「性命」への欲求にはかならない。近溪講学における根本の課題はこの性命にあった(二一六歳の項を参照)。

『近溪子集』末尾の杜忠奎跋に十二年の年記があり、この年の刊行とみられる。

109 『明道録』は門人詹事講が任地の浙江において刊行。『近溪子集』を節刪した作品である。(注5の拙稿)

110 「是夏、師同楚中柳塘周公、自建昌遡江者、從鄱湖至玉山、入浙江、下錢塘、過嘉興、過姑蘇、過無錫、所至与同志及名流無不傾倒」(『盱壇直銓』下)。

周恩久、号は柳塘。湖北、麻城の人。近溪とは同年の進士、耿定向とも同郷の交誼があった。

周と南京まで同行したが、その途中の旅は風光を鑑賞するのが目的であったらしい。南京での講学記録を編集した『近溪子集統集』の近溪自序にいう。

万曆丙戌(十四年)の仲夏、余の同年の友周柳塘君は湖北から来て、從姑山に私を訪ねられ、一緒に南京に遊ぶことを希望した。十日も経つと興趣がにわかに興るのを覚えた。はじめは南昌から鄱陽湖に浮かび、常山を越えて浙江に入り、蘇州を経て西下する頃にはもう夏の盛りだった。周君とともに挙人の焦竑(從吾)など三、五の知人と閑静な処に聚つて夏を過す計画を立て、謝墩の禪室だったのを永慶寺と名づけたところを得た。……時に大老たちは興善寺の方丈、鷄鳴寺の憑虚閣に長いこと講会を続けていて、私を連れて行き、みなで会中に

論弁した。多くのことの中で一、二心に当たるといふようなものがあれば、記録して会語の不備を補刻しようと思ひ、ようやくこの書冊ができた。万曆丙戌夏仲、余同年友柳塘周君、来自楚黄、訪余從姑。且欲借遊白下。浹旬覺興致勃然、初從豫章汎鄱湖、險常山人浙江、歷姑蘇、比至西下、則朱明矣。共周君約孝廉焦君從吾輩三五知己、聚首靜僻、為結夏計、得謝墩禪室名永慶。……時諸大老於興善方丈鷄鳴憑虛、久亦聯有講會、同拉余、偕往中論弁。間多及之中、稍一二当心、即欲錄出以補刻會語之所未備、久之哀成茲歎。

国士監から近い鷄鳴寺(注22)に講會を主催したのは趙志卓であった。趙については南京国子監にあって司業から祭酒に至ったことが知られる。十四年の時点での官職は明らかではないが、いづれにしても趙が首導する講會には多数の監生が参会したことは確かである。楊起元は「万人」(『家藏文集』巻四「文塘黎先生墓誌銘」、あるいは「千人」(同巻三「知好録序」といふ。これは誇大としても、趙自身も「数百人」が集まったと言っている(『近溪子集統集』所収「刻会語統録序」)。

憑虚閣の論学では、『中庸』の一節「費而隱」をめぐる三昼夜の論議があり、これを「知好録」として編んだという(右掲「知好録序」)。「近溪子集統集」冒頭の「費而隱」をめぐる一章は、論議の一端を伝えている。正集六巻に耿定向の頭批、統集上下二巻に楊起元の頭批を載せる。

111 耿の「読近溪子集序」は十三年、楊の「近溪子集序」は十五年の年紀がある。編集に当たった孫の懐智は、「丁亥(十五年)に至って僅に近溪子集八巻を成す」(『文集』巻尾「識語」といふ。これによれば近溪子集正統八巻は十五年に成り、その当初から批点が附されていた。

112 以前から從姑山に講會処があったが、明德堂は、楊起元や建昌の人士により鳳皇山に建てられたという(『盱壇直銓』下)。

113 建陽行は、寧国在任時の門人であった知県、崔某の要請に応えたのだといわれる。(『盱壇直銓』下)。建陽と泰寧は直線距離は近いが、地理上はかなり迂回しなければならない。泰寧に三訪しているのを見ると、先述のような近溪と泰寧附近との特殊なつながりが思い浮かんでくる。こ

の時に死生をめぐる論議があったのは、近溪にとってこの地がもつ意味を暗示していると思う。

師が泰寧を過訪すると、士友はみな集まった。講會の中で、高齢のある士大夫が病篤く危篤だという者が居て、みんな感傷に浸った。

師は言う。「諸君、傷みすぎることはない。死生と昼夜とは日常の事だ。」

列坐する者が、居すまいを正して質問する。「死生と昼夜について、昔からたしかにこの言葉があります。しかし、夜はふたたび昼になることができますが、死ねばどうしてふたたび生きることができましょうか。」

師は言う。「諸君、天の昼夜は一体誰が作っているのか。思うに天にある太陽が絶えず周り廻ってそれをやっているのだ。心は人の身体にあって、これも太陽と名付けられる。明るく活潑なそれはどうして止まることがあるのか。だから死生は環のように往来して止まないのだ。」

ある高齢な人は掌を撫でながら笑って言う。「私も平生いつもこの事を念頭に置いていましたが、いまこの話を聞いてようやく心が暗れませんでした。師過泰寧、士友畢集。会中言、有一年高士夫、疾垂危、而咸為感傷者。師曰、諸君不必過傷、死生昼夜常事耳。在坐改容問曰、死生昼夜、古実有此語。然夜可以復昼、而死則能復生。師曰、諸君知天之昼夜、果孰為之哉。蓋以天有太陽、周匝不已而成之者也。心在人身、亦号太陽。其昭朗活潑、亦何能以自己耶。所以死死生、亦如環如輪、往来不息者也。有一年高者、撫掌笑曰、不佞平生常以此係念、從今聞此稍放心矣。」

114 近溪の死去に際した言動の記録として「臨行別言」がある。

死をきわめて重い「一大事」とする当時においては、いまわのきわの言動は、日常の教説が真実であるか否かの明証として重んぜられる。

講学活動の中心にあった王畿の死について、門弟の査鐸は、その逝去のときには頗る散乱したと伝えられたので、「この最後の一着のとき、そんなに散乱したのなら、平常に言われていたことは何だったのかと思っ

た。此末後一着、若於此散乱、則平時所論謂何。」ところが、実地で尋ねたところ、「ただ氣息奄奄、心神了了として、普段と変わりはないのを知った。惟氣息奄奄、心神了了、無異平時」といい、「古人は常に生死を大事だと言っている。ここを悟ればもろもろの掛念もなくなるのだ。しかしその時になって模倣できるといったものではない。古人毎謂生死謂大事。此処了得、則諸念了矣。然非臨時所可襲取」(『闡道集』卷二「再与蕭允嶠書」といった)。

死の臨終のあり方によって、教説の真实性が保証されるのである。

查鐸自身についても、冠を正して黙坐し、時を蹶えて氣息漸く微かにして逝く、神氣の乱れない安祥な死を迎えたといわれる(『闡道集』卷末「行実」、卷九「亡孫查一陽墓碑」蕭彦附言)。

こうした安らかな死にざまは、講学派の人士について多く伝えられている。近溪についても、その死は理想的な安らかなものだったと伝えられる。

近溪は玄門すなわち道教の延命術を用いるように奨められてこれを拒み、「玄門の養生の壽命はわずかに百餘年のみ。学問のお蔭を蒙れば、自然に千万年で、千万年も一呼吸のことだ。玄門養生、壽僅百餘。若此学得力、則自是而千万年、千万年猶一息耳」といい、さらにお前たちが友人達と学問をすっかりやっていけば、それが私の命を無窮に延ばすことだ。そうでなければ、たとい年が数百になってもなにもならない。汝輩与諸友着緊此学、便是延我命於無窮。不爾、縱年歴数百、奚益哉」と訓す。

絶筆の書を自分で書き、九月一日には諸孫に命じて各々に酒を進め、拱手して別れを告げ「我は行かん。珍重珍重」と言う。諸生が哭して引きとめると、近溪は一日の延命を許したという(師愉色曰、我再盤桓一日)。

ここで九月一日の死が二日に延期になったのは、見過ごすことのできない重大な含みがある。つまり近溪は単に天の命ずる壽命に従順であったのではなく、壽命を自己の手中に収めて自在に操作した人物として描

かれているのである。ここには天命の流行する世界に身を置きながら、しかもその命を手中に収め、自由自在に人の命を造るといふ造命思想が背景にある。

造命思想は、靈丹を撰取し、あるいは体内に錬成することによって長生不死を獲得しようとする道教にもみられる。『悟真篇』には「葉は氣類に逢いて方めて象を成し、道は希夷に在りて自然と合す。一粒の靈丹呑みて腹に入れば、初めて知る、我命は天に由らざるを」(『丹藥通靈第五十四』)と、靈丹を得て天命を超えたわが生命の永続を主張する。

明代にも「造命」を言う。これは天命から独立する個人の主体性能力という思想内容を持っているのではなく、天人の交流する世界の中において、天に対する人の働きかけのあり方をいうのである。いま一例をあげよう。

天と地の間には、感と応との二つが絶えず循環している。定まった命数があつて逃れられないというのはすべて応である。君子はその間にあつて道を尽くすというのはすべて感である。応は受命のことをいい、感は造命のことをいう。聖人が天の永命を祈るのはすべて造命である。我は命によって造られ、命は我によって造られる。ただ(天命に)委順することだけを知るだけで、道を尽くすことを知らないのは、命を知る人ではない。天地間、感応二者循環無端。所云定数莫逃者皆応也。君子尽道其間者、皆感也。応は受命之事、感は造命之事。聖人祈天永命、皆造命也。我絲命造、命絲我造。但知委順而不知尽道、非知命者也。(高攀龍『高氏遺書』卷一)。

王良にも天と一体化することによって天命を手中に収め、天命を超えようとする造命説があつた。(拙著『王心齋』一七頁)。